

別紙

兵庫県立総合体育館 指定管理者 募集要項等 修正箇所

旧	新																		
<p>募集要項</p> <p>P7 利用料金の減免等について</p> <p style="margin-left: 20px;">ア 現行還付基準 (略)</p> <p style="margin-left: 20px;">イ 利用料金の現行還付基準 (略)</p> <p style="margin-left: 40px;">利用者が次に掲げる期日までに施設の利用又は講座の受講の取り消しを申し出た場合において、やむを得ない理由があると認めるとき。</p> <table style="margin-left: 40px; border: none;"> <tr> <td style="padding-right: 10px;">(多目的ホール)</td> <td style="padding-right: 10px;">利用の日の7日前までのとき</td> <td>当該利用料金の全額</td> </tr> <tr> <td>(その他の施設)</td> <td>利用の日の3日前までのとき</td> <td>当該利用料金の全額</td> </tr> <tr> <td>(講座)</td> <td>講座の開始の前日までのとき</td> <td>当該利用料金の全額</td> </tr> </table>	(多目的ホール)	利用の日の7日前までのとき	当該利用料金の全額	(その他の施設)	利用の日の3日前までのとき	当該利用料金の全額	(講座)	講座の開始の前日までのとき	当該利用料金の全額	<p>募集要項</p> <p>P7 利用料金の減免等について</p> <p style="margin-left: 20px;">ア 現行還付基準 (略)</p> <p style="margin-left: 20px;">イ 利用料金の現行還付基準 (略)</p> <p style="margin-left: 40px;">利用者が次に掲げる期日までに施設の利用又は講座の受講の取り消しを申し出た場合において、やむを得ない理由があると認めるとき。</p> <table style="margin-left: 40px; border: none;"> <tr> <td style="padding-right: 10px;"><u>(全貸施設)</u></td> <td style="padding-right: 10px;">利用の日の7日前までのとき</td> <td>当該利用料金の全額</td> </tr> <tr> <td></td> <td>利用の日の3日前までのとき</td> <td>当該利用料金の半額</td> </tr> <tr> <td>(講座)</td> <td>講座の開始の前日までのとき</td> <td>当該利用料金の全額</td> </tr> </table>	<u>(全貸施設)</u>	利用の日の7日前までのとき	当該利用料金の全額		利用の日の3日前までのとき	当該利用料金の半額	(講座)	講座の開始の前日までのとき	当該利用料金の全額
(多目的ホール)	利用の日の7日前までのとき	当該利用料金の全額																	
(その他の施設)	利用の日の3日前までのとき	当該利用料金の全額																	
(講座)	講座の開始の前日までのとき	当該利用料金の全額																	
<u>(全貸施設)</u>	利用の日の7日前までのとき	当該利用料金の全額																	
	利用の日の3日前までのとき	当該利用料金の半額																	
(講座)	講座の開始の前日までのとき	当該利用料金の全額																	